

【一般事務B（特別選考枠）の受験に関するQ&A】

Q：一般事務Aと一般事務B（特別選考枠）との違いは何ですか？

A：一般事務Aは、従来からの一般事務の試験区分で、一般事務B（特別選考枠）は、スポーツや芸術、学術等における優秀な成績を収め、特筆すべき個人の能力・実績を得る過程において培われた能力や精神力、行動力を評価する試験区分で、それらを行政の仕事において発揮していただくとするために、新たに設けたものです。

Q：優秀な成績、特筆すべき実績とは、具体的にどのようなものですか？

A：まず、スポーツ等の特技における優秀な成績ですが、これは都道府県レベル以上の大会等で入賞を果たす程度の成績をいいます。例示すると、オリンピック、国体、インカレ、インターハイなど、都道府県・関東予選会などをいい、日本体育協会加盟の競技団体が主催・共催する大会で優秀な成績を収めたなどが挙げられます。

また、芸術等の分野における例示であると、日展（日本美術展覧会）、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭などの全国規模のコンクールや展覧会又はそれらの支部予選会、県予選会などで優秀な成績を収めたなどが挙げられます。

Q：一般事務B（特別選考枠）の受験申込時に必要な、入賞経歴などが確認できる書類等とは具体的にどのようなものですか？

A：スポーツ等の特技又は芸術等の特技に関するものについては、受験申込者本人が確認できる出場者名簿、大会結果資料、賞状等の写しの提出をお願いします。なお、提出書類等に虚偽が判明した場合は、受験資格、採用資格を失います。

Q：スポーツの団体競技又は芸術の団体種目で優秀な成績を収めた場合は、一般事務B（特別選考枠）の条件に該当しますか？

A：スポーツの団体競技、芸術の団体種目であっても、大会等において入賞を果たした要因として、受験しようとする本人個人の能力によるところが大きかったと受験者自身が判断すれば、一般事務B（特別選考枠）の条件に該当します。

Q：一般事務Aと一般事務B（特別選考枠）の試験内容の違いは何ですか？

A：試験内容そのものには変わりはありません。ただし、一般事務B（特別選考枠）については、特にスポーツや芸術、学術等における成績などの評価を重視した選考を行います。

Q：一般事務Aと一般事務B（特別選考枠）の両方を申し込むことは可能ですか？

A：申込みできる試験区分はひとつとなっていますので、両方申し込むことはできません。また、申込書受理後の試験区分の変更はできませんのでご注意ください。

◎問合せ先

〒321-0692

栃木県那須烏山市中央 1-1-1

那須烏山市役所 総務課 人事行政担当

TEL 0287-83-1111 FAX 0287-84-3788